

第4部 社会教育

第1章 社会教育

1 社会教育推進のための施策の方向

東京都教育委員会は、教育目標を達成するため、区市町村及び民間の関係機関・団体等との連携の下に、次の施策の方向に沿って、都民の生涯にわたる学習、文化等の諸活動を高め得るような諸条件の整備に努める。

(1) 家庭・地域の教育力の向上に取り組む社会教育施策の推進

子供たちの基本的な生活習慣、豊かな心、倫理観、社会的なマナー等の基盤を育むためには、学校と家庭とが子育てや教育について理解を深め合い、一体となって取組を進めていくことが重要である。

また、児童・生徒を取り巻く環境の変化や、家庭や地域の子育て機能・教育力の低下が指摘される中、子供たちが健全に成長していくための環境づくりが必要である。特に東京都は都市化が進み、地縁が希薄になる中で、社会全体で子供を見守り、健全育成を推進するためには、学校や地域・社会がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で子育てや教育に取り組む体制を確立することが重要となっている。

特に、地域・社会においては、学校の様々な教育活動を支援するとともに、児童・生徒が安全に過ごすことができる場、異年齢の友達や異世代の人々との関わり、体験活動や交流活動を行う場、児童・生徒の学びを支援する場などを確保することが必要である。

(2) 人権教育の推進

人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別をなくし、同和問題をはじめ様々な人権課題に関わる差別意識の解消を図るため、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」や「東京都人権施策推進指針」等を踏まえ、東京都教育委員会教育目標等に基づき、社会教育における人権教育を推進する。

2 生涯学習審議会

生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律第10条及び東京都生涯学習審議会条例に基づき、東京都生涯学習審議会を設置している。

(1) 所掌事項

- ア 教育委員会又は知事の諮問に応じ、都民の生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項を調査審議する。
- イ 社会教育法第13条に規定された社会教育関係団体に対する補助金の交付に関する事項を調査審議する。
- ウ 都民の生涯学習に資するための施策に関し必要と認める事項を教育委員会又は知事に建議することができる。

(2) 委員の構成、任期

- ア 構成 学識経験者、生涯学習関係者、その他専門分野関係者等 計25人以内
- イ 任期 2年

3 社会教育の情報、資料及び調査研究

都民の生涯にわたる学習及び社会教育活動に必要な情報を提供するとともに、生涯学習・社会教育施策に必要な調査の実施及び情報・資料の収集と提供に努めている。

なお、令和6年に都民及び社会教育行政担当者等向けに作成した資料は、巻末（付録：令和6年刊行物一覧）のとおりである。

(1) 広報誌「とうきょうの地域教育」の作成

都民や生涯学習関連機関の職員及び学校関係者、企業等に対し、生涯学習に関連する情報や都の取組を広く紹介し、その理解・普及に役立てるために、作成・配布する。

(2) 区市町村生涯学習・社会教育行政データブックの作成

生涯学習・社会教育の振興に係る行政の現状と課題（区市町村の生涯学習推進体制・社会教育行政の現状や小・中学校における学校開放実態調査等）及び施策の推進に必要な情報等をまとめ、報告書として作成・配布する。

4 社会教育関係職員研修の充実

東京都と区市町村の社会教育関係職員等が、社会教育を巡る課題と国及び東京都が進める施策に対する理解を深めるため及び職務遂行に必要な知識や技術を習得し、資質の向上を図るために、研修を実施する（令和6年度 7回 755人）。

また、広域的に活動している社会教育関係団体及び指導者等に対し、教育施策の理解促進を図るため研修の機会を提供する（令和6年度 2回 338人）。

5 都立学校開放事業

生涯学習の観点から、多様な都民の学習要求に応えるため、都立学校の教育機能や施

設を開放する事業、障害者を対象とした事業等を実施している。

(1) 都立学校公開講座

昭和56年度に策定された東京都長期計画において、都民の生涯学習に寄与することを目的とした都立学校の機能開放が計画され、都立学校が有する人材・施設設備・教材等の教育機能を開放し、都民に学習機会を提供する事業として、昭和58年度から15校でスタートした。平成10年度から、原則として全校で実施している。

令和6年度都立学校公開講座カテゴリ・時間数別講座数

高等学校等

カテゴリー		5時間	10時間	15時間	20時間	計
リカレント型講座						
	健康・スポーツ系	3	10	10	2	25
	自然科学系	1	1	2	0	4
	理数系	0	1	0	0	1
	工業系	2	1	2	0	5
	農業系	1	1	0	0	2
	商業系	0	1	4	1	6
	文学系	0	5	6	3	14
	語学系	5	1	7	3	16
	芸術・文化系	5	12	13	3	33
	地理・歴史系（郷土・地域を含む。）	1	2	2	0	5
	生活・家庭系	5	5	2	1	13
	I T系（パソコン）	2	4	1	0	7
	国際理解・異文化理解系	0	0	1	0	1
その他	1	0	0	0	1	
地域的・現代的課題講座						
	児童・生徒対象	24	7	11	7	49
	保護者と児童・生徒対象	9	2	0	0	11
計		59	53	61	20	193

特別支援学校

カテゴリ		5時間	10時間	15時間	20時間	計
地域的・現代的課題講座						
	障害者本人講座（盲・ろう・特別支援）	16	26	2	1	45
	ボランティア養成講座（盲・ろう・特別支援）	4	2	0	0	6
計		20	28	2	1	51

合計

		5時間	10時間	15時間	20時間	計
合計		79	81	63	21	244

(2) 障害者対象の講座

障害者が、日常生活で必要とする諸知識や技術等を習得することを目的として実施する。

令和6年度障害者対象講座実施状況

対象	事業名	実施時期	定員	実施会場
視覚障害者	視覚障害者とともに学ぶ教養講座	5月から3月まで	40人	東京都障害者福祉会館外
	視覚障害者音楽教室	5月から3月まで	40人	東京都障害者福祉会館
聴覚障害者	聴覚障害者社会教養講座	10月から2月まで	なし	オンライン配信
	聴覚障害者手話で学ぶ文章教室	5月から2月まで	40人	東京都障害者福祉会館
	聴覚障害者コミュニケーション教室	9月から3月まで	なし	オンライン配信

(3) 障害者地域交流集会

日頃社会参加の機会が少ない障害者が一堂に会し、交流・親睦を深める機会を提供するとともに、障害者団体と地域住民の協力関係を促進し、障害に対する理解と取組を社会的に広める一助とする。

[令和6年度実績]

- ア 会場 9会場（都立特別支援学校等）
- イ 実施期間 7月20日から11月30日まで
- ウ 実施内容 舞台発表（合唱、楽器演奏など）、模擬店、ゲームなど

(4) 都立学校施設開放事業

学校教育に支障のない限り都民の学習・文化・スポーツ活動の場として都立学校体育施設及び学習・文化施設を開放する。体育施設開放は昭和52年度から、学習・文化施設開放は平成11年度から本格実施をしている。

ア 都立学校体育施設開放事業（令和6年度実績）

- (ア) 開放学校数 158校
- (イ) 開放施設例 屋外運動場（テニスコートを含む。）、屋内体育施設（体育館、武道場等）
- (ウ) 開放種目例 野球（硬式・軟式）、サッカー、フットサル、テニス（硬式・軟式）、バスケットボール、バレーボール、バドミントン、柔道等
- (エ) 利用団体 主に都民で構成された10名以上の団体で、当該開放校の都立

学校開放事業運営委員会に登録された団体とする。

(オ) 利用実績 2,112団体 利用延人員 13万7,576人

イ 都立学校学習・文化施設開放事業(令和6年度実績)

(ア) 開放学校数 10校

(イ) 開放施設例 図書室、視聴覚室、会議室、音楽室、多目的室等

(ウ) 利用実績 18団体 利用延人員 4,670人

6 青少年教育、家庭教育支援に関する事業

(1) 乳幼児期からの子供の教育支援プロジェクト

家庭教育の機能及び地域教育の機能を高めることを通じて、人間形成の基礎となる乳幼児期からの子供の健やかな成長を支援するとともに、地域における家庭教育支援の取組を促進する。

〔令和6年度事業実績〕

ア 生活リズム教材の作成・配布

新小学校第1学年の保護者対象 入学説明会等で配布 12万4,000部

イ ウェブサイトの運営

ウェブサイトによる情報提供

ウ 「家庭教育支援基盤形成事業」(国庫補助事業を活用)の実施

家庭教育支援チームによる活動、地域の人材養成、保護者への学習機会の提供等の取組を支援

補助自治体数 23区市 (12区、11市)

支援チーム 3地区、人材養成 6地区、学習講座 22地区623講座

(2) 地域学校協働活動推進事業(地域学校協働本部)

学校・地域の連携協力による学校支援活動の仕組みづくりを基盤として、地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働した様々な活動(地域学校協働活動)を行う。

ア 令和6年度実績

補助自治体数 38区市町村(16区、19市、2町、1村)

1,331校(小学校903校、中学校420校、義務教育学校8校)、1,021本部

イ 都の実施事業

統括コーディネーター会議:7回(35地区、45人)

区市町村行政担当者会:2回

東京都推進委員会の実施 委員4人 3回

(3) 地域未来塾(スタディ・アシスト+)

平成28年度から国庫事業を活用し、放課後等に地域住民の協力を得て、学習支援が必要な中学生等を対象に、学習習慣の確立や基礎学力の定着を図ることを目的として、区市町村が主体となって学習支援の機会を提供する「地域未来塾」を実施している。

大学生や教員OB等による個別指導やグループ学習等の形式による学習を、学校の教室や公民館・教育センター等で実施している。

また、令和5年度より、そのうち学習塾講師等の外部人材を活用し、中学生の進学を目的とした放課後等の学習支援を統合し、「地域未来塾(スタディ・アシスト+)」として実施している。

・令和6年度実績

地域未来塾

補助自治体数 33区市町村 (13区、16市、3町、1村)

806校 (小学校492校、中学校306校、義務教育学校8校)

スタディ・アシスト+

2区2市1町 (対象校数：中学校57校)

(4) 地域教育推進ネットワーク東京都協議会

平成17年度から、「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」を設立し、子供たちの学校内外の教育活動に、企業・大学・NPO等の専門的な教育力を効果的に導入するためのネットワークづくりを目指している。子供たちが多様な大人と出会い、新しい体験をする中で、社会性を育み、積極的に学ぶ意欲を持てるような教育環境の整備を目指して、地域のコーディネーターとともに、企業・大学・NPO等からの教育支援の提案・プログラムを、学校や地域のニーズを踏まえて、小・中・都立学校及び学校外の教育活動に導入するための橋渡しを行っている。

ア 令和6年度「地域学校協働活動推進フォーラム」の実績

地域学校協働活動関係者(行政職員、統括コーディネーター、地域コーディネーター等)、学校運営協議会関係者、学校関係者が、「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進」について理解を深め、交流する機会として、統括コーディネーター会議における検討を経て、東京都庁第一本庁舎5階大会議場にて開催した。

(ア) 期日 令和6年11月22日(金曜日)

(イ) 実施方法 参集

(ウ) 対象 区市町村教育委員会関係者、学校関係者、統括コーディネーター、地域コーディネーター、PTA役員等保護者等

(エ) 学び・参加するオンラインプログラム参加者数 282人

(オ) 特設ホームページトップページアクセス数 2,747回

イ プログラムアドバイザーの配置

企業・大学・NPO等の教育プログラムの効果的な活用を推進するために、「教

科学習支援分野」、「キャリア教育支援分野」のプログラムアドバイザーを配置し、小・中学校等の希望に応じて、助言や授業の実施支援等を行っている。

- ・ 令和6年度実績 6校、教育委員会等 3件

ウ 「都立高校生の社会的・職業的自立支援教育プログラム事業」の実施協力

(5) 放課後子供教室

区市町村を実施主体として、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、全ての児童を対象に安全・安心な活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、子供たちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施することにより、子供たちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進している。令和6年度からは、国がとりまとめた「放課後児童対策パッケージ」に基づき、こども家庭庁の「放課後児童クラブ」との校内交流型を中心として連携して実施する放課後対策の取組を行っている。

また、多様な保護者ニーズを踏まえた学童クラブと連携して実施を推進する区市町村を対象に、活動日数の充実、環境整備や終了時間延長などの取組や、NPO等の専門人材を活用した魅力的な活動プログラムの充実などに対する支援を実施している。

ア 令和6年度実績

令和6年度東京都放課後子供総合プラン推進委員会

推進委員会の開催 委員2人 年2回(うち1回は書面開催)

補助自治体数 52区市町村(21区、25市、5町、1村)

放課後子供教室実施箇所(補助自治体のみ) 1,172か所

イ 実施事業

研修会: 2回 延べ参加者数1,519人(動画視聴人数含む)

区市町村行政担当者会: 2回(うち1回はオンライン開催)

(6) 都立特別支援学校における放課後子供教室

児童・生徒の放課後等の「居場所作り」を行うために、保護者を中心に地域住民、NPO法人、ボランティア等の参画による支援組織を確立し、定期的な支援活動を安定的に実施できる学校において、国庫補助事業を活用した「都立特別支援学校放課後子供教室推進事業」を実施している。

- ・ 令和6年度実績
実施校: 9校

7 人権学習

社会教育関係職員及び社会教育関係団体指導者が、同和問題をはじめ様々な人権課題に対する正しい理解と認識を深めるため、指導資料等の作成や研修等の事業を実施している。

[令和5年度実績]

(1) 人権学習の普及啓発

学習等に役立つ資料として「みんなの幸せをもとめて」を作成し、配布した。

(10万5,000部)

(2) 人権学習の指導研修

社会教育関係職員及び社会教育関係団体指導者等を対象とした研修を実施した。

(18回 590人)

(3) 人権学習の促進

社会教育における人権教育を一層推進するために人権に関する学習機会の充実方策等について、調査研究事業を行った。

報告書の作成・配布 (500部)

8 民間社会教育活動への支援

(1) 社会教育関係団体の補助

都内広域にわたる規模を持ち、子供の健全な成長を図るために、家庭の教育力の向上及び地域・社会と学校の連携・協働にかかわる取組を行っている社会教育関係団体の行う事業に対して補助金を支出している。

ア 補助対象事業

家庭の教育力の向上及び地域・社会と学校が連携・協働して、子供を見守り、育てる教育活動を支援・推進する社会教育の事業

イ 令和6年度補助実績

助成数 2団体

助成金額 479,307円

(2) P T Aリーダー研修

学校・家庭・地域の連携、協力の担い手であるP T A指導者の資質向上を図るため、研修を実施している。

9 障害者の生涯学習の推進

(1) インクルーシブな学び東京コンソーシアムの運営

従来の障害者の生涯学習に係る施策枠組みから脱却を図り、企業やNPO等の交

流、情報交換の場を提供することで、障害のある人々の生涯にわたる学びを支援するとともに、障害のある人もない人も共に学べる環境づくりに向けた取組を展開し、互いの個性を認め合い、多様性を尊重しながら支えあえるインクルーシブシティの実現を目指すことを目的に、文部科学省委託事業「学校卒業後における障害者の学びの支援推進事業」を活用し、「インクルーシブな学び東京コンソーシアム」を運営する。

・令和6年度実績

コンソーシアムを維持・発展させるための意見交換会の開催	： 3回
コンソーシアム総会の開催	： 1回
大学生等の若者、地域住民等を主な対象にした研修の実施	： 1回
共生社会コンファレンスの実施	： 1回

(2) 「インクルーシブ体験」プログラムの実施

上記「9(1)」で記載したコンソーシアム参加団体を中心に、団体の持つ専門性を生かした都立高校生等対象の教育プログラムを作成し、障害のある人や高齢者等との関わりや、当事者の生活や思いについて実際に触れる機会を通じて、自分のあり方生き方を見直し、「共生社会づくり」の必要性を理解することを目的として実施した。

・令和6年度実績

都立高校37校で78プログラム実施